

ライフサポートレジデンスゆらら船堀駅前

生活支援サービス契約書

スタートケアサービス株式会社（以下、「甲」という）と入居者（以下、「乙」という）は、賃貸借の目的である建物「ライフサポートレジデンスゆらら船堀駅前（以下、「本物件」という：東京都江戸川区船堀4-8-10）における、乙に提供する生活支援サービス（基本サービス及び選択サービス、この2つのサービスを総称して「本サービス等」という）について、次の通り契約を締結します。

第1条（契約の目的）

甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙の生活支援サービスのうち基本サービスを提供するとともに、乙の希望に応じて、選択サービスを提供することを約し、乙は、その生活支援サービスの対価として第4条のサービス料金を甲に支払うことを約します。

第2条（生活支援サービスの内容）

甲が乙に提供する本サービス等の内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書（以下、「重要事項説明書」という）に記載します。

第3条（サービス提供の記録）

- 1 甲は、乙の希望により提供する基本サービス及び選択サービスについては、サービス終了時に乙から書面によりサービス提供の確認を受けます。
- 2 甲は、サービス等の提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

第4条（サービス料金等）

- 1 基本サービス料金は、月額金30,000円（税込）とし、1ヶ月に満たない期間のサービス料金はその月の暦日数で日割り計算した額とします。
- 2 同居人がいる場合、基本サービス料金は同居人1人当たり月額15,000円（税込）とします。
- 3 その他の選択サービスの料金については、重要事項説明書に記載の通りとします。
- 4 乙は、本契約に基づくサービス料金等の債務の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から支払の日まで年8.0%の割合による遅延損害金を付して支払わねばなりません。

第5条（サービス料金の変更）

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第6条（サービス料金の支払）

- 1 第4条の料金について、乙は毎月28日（金融機関定休日の場合は翌営業日）に甲へ口座振替にて支払うものとします。甲は請求書を発行し毎月引落日の1週間前までに乙に提示します。
- 2 当月分基本サービス料は前月28日に、当月分選択サービス料は翌月28日に口座振替にて支払うものとします。（金融機関定休日の場合は翌営業日）
- 3 口座振替の領収証は発行しません。
- 4 月途中での利用または解約により期間が1ヶ月に満たない場合の料金については、その月の暦日数で日割り計算した額とします。

第7条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わずライフサポートレジデンスゆらら船堀駅前（所在地：東京都江戸川区船堀4-8-10）における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。

第8条（利用条件等）

- 1 乙のサービス利用条件として、ライフサポートレジデンスゆらら船堀駅前の賃貸借契約を締結していることとします。
- 2 乙のサービス利用条件として、自らの判断で意思決定及び居室の施錠・開錠が可能であり他の居住者に危害を及ぼす恐れがないこととします。

第9条（事業者からの契約解除）

- 1 甲は、乙の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、且つ通常の生活支援方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。
 - ① 一定の観察期間をおくこと。
 - ② 主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
 - ③ 契約解除の通告について一ヶ月の予告期間をおくこと。
 - ④ 前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を2ヶ月以上滞納した場合において乙に対し、相当な期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないときは契約を解除することができます。

第10条（利用者からの中途解約）

乙は甲に対して文書で通知することにより1ヶ月の予告期間をおいて、本契約を解約することができます。

第11条（秘密保持）

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービス等を提供する上で知り得た乙及びその家族等に対する情報を第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに關わらず乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要な都度、乙の同意を得るものとします。

第12条（連帯保証人と身元引受人）

- 1 連帯保証人（以下、「丙」という）は、乙と連帯して本契約書により生じる乙の債務を負担するものとします。本契約が更新された場合においても、同様とします。
- 2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 3 丙が負担する債務の元本は、乙又は丙が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、生活支援サービス費の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。
- 5 身元引受人（以下「丁」という）は、乙の病気・死亡等の場合には甲又は管理人からの連絡、相談等に応じ適切な対応を行うものとします。
- 6 丙及び丁は、届出た住所・電話番号（携帯電話を含む）・職業等に変更があったとき、又は死亡、所在不明もしくは無資力等の事由により、その責を果たし得ない状態となつた場合は、その旨を直ちに甲に通知しなければなりません。この場合、甲が丙又は丁を適格でないと判断した場合、乙は速やかに甲の承諾する連帯保証人又は身元引受人の追加、変更をしなければなりません。

第13条（家賃債務保証業者の提供する保証）

家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容について別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に当該保証を利用するため必要な手続きを取るものとします。

第14条（緊急時の対応等）

甲は生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合、又は必要があると判断した場合は緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第15条（賠償責任）

甲は、生活支援サービスの提供に伴って甲の責めに帰するべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は乙に対してその損害を賠償します。

第16条（相談・苦情対応）

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情などに対し、誠実かつ迅速に対応します。

第17条（重要事項説明確認）

契約の締結にあたり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第18条（本契約に定めのない事項）

- 1 甲及び乙は、信義誠実を持ってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、ライフサポートレジデンスゆらら船堀駅前（東京都江戸川区船堀4-8-10）の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

第20条（反社会的勢力の排除）

- 1 入居者、連帯保証人、身元引受人及び事業者は相手方が次の各号の一に該当する場合、何らかの催告を要することなく直ちに本契約を解除することができます。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という）であると判明した場合。
 - ②相手方との取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、若しくは風説を流布し、偽計又は威力を用いて事業者の信用を毀損し、又は事業者の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合。
 - ③相手方の従業員その他の関係者に対し暴力的 requirement 行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- 2 入居者、連帯保証人、身元引受人及び事業者は、相手方が前項に違反することにより被った損害の賠償を相手方に請求できるものとします。

以上

本契約を証するため、甲及び乙は本契約を締結し、また甲及び丙は上記のとおり乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者（甲）

<住所> 東京都江戸川区中葛西3丁目37番4号

<名称> スターツケアサービス株式会社

代表取締役社長 山崎 千里 印

入居者（乙）

<住所>

<氏名> 印

同居人

<住所>

<氏名> 印

連帯保証人（丙）

<住所>

<氏名> 実印

<極度額> 円 算定根拠 月額利用料の24ヶ月分

身元引受人（丁）

<住所>

<氏名> 実印